

奈良県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し公金事務を委託した。

令和八年六月十六日

奈良県知事 山下 真

一 指定公金事務取扱者の名称

一般財団法人橿原考古文化財団

二 指定公金事務取扱者の所在地

橿原市畝傍町五〇番地の二 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館内

三 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和八年四月一日

五 委託した公金事務に係る歳入

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館が発行する図録の売払代金

六 公金事務を行う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで